

## 無利息型普通預金のお取扱いについて

当組合では、平成 17 年 4 月 1 日からのペイオフ全面解禁後も全額保護される、金利を付けない普通預金(無利息型普通預金)を平成 17 年 3 月 1 日からお取扱いいたしております。

### 預金保険による保護の範囲

		平成 17 年 3 月末まで	平成 17 年 4 月以降
預金保険の対象預金等	当座預金 別段預金 利息のつかない普通預金 (無利息型普通預金)	全額保護	利息のつかない等の条件を満たす決済用預金は全額保護
	利息のつく普通預金		利息のつく普通預金
	定期預金 貯蓄預金 通知預金 定期積金 納税準備預金等	元本1,000万円までとその利息等を保護 1,000万円を超える部分は破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます。	
対象外預金等	外貨預金 譲渡性預金等	保護対象外 破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます。	

### 取扱内容

- 決済用預金とは、預金保険法第51条の2第1項で規定される、次の3つの条件を満たす預金のことをいいます。
  - (1) 無利息であること(預金規定で利息が付かないことを定めてあるもの)
  - (2) 要求払いであること(預金者がいつでも払い戻し請求することができるもの)
  - (3) 決済サービスを提供できること
- 普通預金を無利息型普通預金に変更しますと、変更日以降、お利息は付きません。
- 無利息型普通預金は、総合口座の普通預金として利用することができます。
- 預金保険制度により、全額保護されます。

### 現在利用している普通預金口座を無利息型普通預金口座へ変更される方

- 現在利用している普通預金口座を、お申込みにより無利息型普通預金に変更できます。
- ご利用中の各種料金等の口座振替等にかかる変更手続きは不要です(口座番号は変更ありません)。
- 現在ご利用されている通帳は、そのままご利用できます(通帳には、決済用の旨を表示させていただきます)。

#### 新規に無利息型普通預金口座を開設される方

- 口座開設のお申込みにより、無利息型普通預金を開設いたします。
- 各種料金等の口座振替を利用する場合は、別途手続が必要となります。

※現行の普通預金から無利息型普通預金に切り替えても、口座番号は変更いたしませんので、引き続き各種料金の自動支払いや給与・年金等の自動受取りができます。

※現行の普通預金を無利息型普通預金に切り替える場合における現行の普通預金の未払利息につきましては、前回利息支払日から無利息型普通預金への切替日前日までに発生する利息を、当組合所定の日にお支払いいたします。

※詳しくは、窓口または担当者までお問い合わせください。